

設計監理業務委託料算定基準

令和2年1月
大阪府住宅まちづくり部

目 次

〔1〕 設計監理委託料の構成	P 1
〔2〕 設計委託料算定基準	P 4
〔3〕 監理委託料算定基準	P 1 6
〔4〕 実費報酬加算方式による委託料算定基準	P 1 9
〔巻末資料〕 設計業務 標準業務	P 2 1

〔1〕設計監理委託料の構成

〔1〕設計監理委託料の構成

設計監理委託料の構成は、下記内容を標準とする。

1. 業務価格

業務価格は次に定める（イ）から（ニ）を合算することを標準とする。なお、諸経費（直接経費及び間接経費の合計）は、直接人件費の **110%**とする。（ただし、耐震改修設計業務においては、**100%**とする。）

（イ）直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の **1** 日（8時間）当たりの額に当該業務に従事する延べ日数（時間数）を乗じて得た額の合計額とする。

（ロ）諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって、直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、設計事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

（ハ）技術料等経費

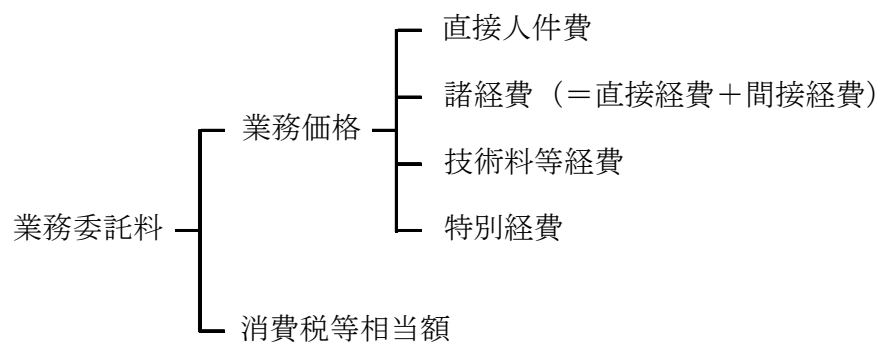
技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

（ニ）特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

2. 消費税の取扱について

- （1）設計・監理対象工事額は、消費税に相当する額を控除したものとする。
- （2）設計・監理委託料にかかる消費税相当額は、算出した委託料に消費税法に定める税率を乗じた額とする。
- （3）その他、契約方法、端数処理等の取扱については、工事における取扱に準ずる。



委託料の構成 (図)

〔2〕設計委託料算定基準

〔2〕設計委託料算定基準

建築物の設計委託料は下記基準によって算定する。ただし、本基準によりがたい特殊な場合は実費報酬加算方式等により算定することができる。

1. 算定の基本

- (1) 業務量は設計に係る標準業務（巻末資料）をおこなうに必要な業務量とする。標準業務以外の業務（設計追加業務等）を委託する場合は別途算定する。
- (2) 業務量は1級建築士の免許取得後2年相当又は2級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有するものが設計を行うために必要な業務量とする。
- (3) 直接経費及び間接経費の合計は、直接人件費の額の**110%**とする。
ただし、耐震改修設計業務においては、**100%**とする。
- (4) 標準業務の委託の度合、同一平面の繰返し設計、標準・類似設計及び標準設計図書として用いる場合等の修正値を考慮して算定する。

2. 新築設計

2-1. 算定式（新築設計委託料）

$$Y = y \times C \times B1 \times D1 \times D2 \times E$$

Y：委託料（単位 千円、千円未満切捨）

y：基本委託料（単位 千円、千円未満切捨） $= 2.10 \times M \times P \times \beta$

M：総業務量〔総合、構造、設備の各業務量（m）の合算値〕（人・時間）

建築物の類型（表-1）に応じて、次式により（表-2）に掲げる係数（a、b）及び延べ面積S（㎡）を用いて算定した数値に、設計業務に関する業務細分率（表-3）を乗じて算出。

$$m = a \times S^b \quad (m: \text{総合、構造、設備ごとの業務量})$$

ただし、難易度により業務量の補正を行うことができる。

P：技師Cの単価（円）〔P＝国土交通省大臣官房が示す技師Cの基準日額÷8〕

β：分離委託比率（建築設計と設備設計等を分離して委託する場合に用いる）

B1：委託業務修正値

C：技術料等経費に関する修正値

D1：同一平面構成数による修正値

D2：標準・類似設計による修正値

E：標準設計図書として用いる場合の修正値

2-2. 委託業務修正値（B1）

標準業務の内、設計業務に関する業務細分率（表-3）に示す業務について、受託者の業務が軽減される場合は、修正値（総合、構造、設備ごとに算出した業務率から設定）を乗じて算定するものとする。

2-3. 技術料等経費に関する修正値（C）

技術料等経費については、**1.15**を標準とした修正値を乗じて算定するものとする。

2-4. 同一平面構成数による修正値 (D1)

同一平面を繰返して設計する部分があり、受託者の業務が軽減される場合は、修正値を乗じて算定するものとする。

2-5. 標準・類似設計による修正値 (D2)

標準・類似図書により設計する場合で、受託者の業務が軽減される場合は、修正値を乗じて算定するものとする。

2-6. 標準設計図書として用いる場合の修正値 (E)

成果図書を標準設計図書として用いる場合は、割増し修正値を乗ずることができる。

建築物の類型 (表-1)

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号	大学、専門学校等	大学 (実験施設等を有するもの) 専門学校 (実験施設等を有するもの) 研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル (宴会場等を有するもの) 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

- ※ 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
- 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用するものとする。

(表-2) 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の類型・用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
		設計(係数a)			設計(係数b)		
		総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号第1類	$130\text{m}^2 \leq S \leq 67,000\text{m}^2$	14.409	2.0738	1.3217	0.5092	0.6528	0.6565
第一号第2類	$3,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	3.9616	0.6712	0.4393	0.7560	0.8200	0.8394
第二号第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	1.7919	1.5395	0.4703	0.8211	0.7414	0.8876
第二号第2類	$430\text{m}^2 \leq S \leq 39,000\text{m}^2$	9.6061	2.6989	1.4421	0.7027	0.7242	0.8321
第三号第1類	$340\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$	2.0338	2.8137	2.1955	0.9273	0.7491	0.7979
第三号第2類	$3,500\text{m}^2 \leq S \leq 49,000\text{m}^2$	18.156	0.8372	8.6959	0.7264	0.9010	0.6898
第四号第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 48,000\text{m}^2$	1.3922	1.1125	0.7941	0.9559	0.8297	0.9166
第四号第2類	$390\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	10.949	3.9794	0.7941	0.7691	0.7147	0.9166
第五号第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 23,000\text{m}^2$	5.9513	0.8797	0.4473	0.7125	0.8008	0.9265
第五号第2類	$1500\text{m}^2 \leq S \leq 80,000\text{m}^2$	16.474	4.1938	0.4473	0.6686	0.6690	0.9265
第六号第1類	$190\text{m}^2 \leq S \leq 93,000\text{m}^2$	1.7686	0.3925	0.3359	0.9108	0.9631	0.9892
第七号第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 35,000\text{m}^2$	3.4519	1.0775	1.2988	0.8964	0.8682	0.8868
第八号第1類	$1,400\text{m}^2 \leq S \leq 62,000\text{m}^2$	8.8042	6.9841	3.2411	0.7796	0.6323	0.7630
第八号第2類	$910\text{m}^2 \leq S \leq 33,000\text{m}^2$	27.977	5.4957	10.760	0.6711	0.6848	0.6697
第九号第1類	$790\text{m}^2 \leq S \leq 9,500\text{m}^2$	2.9222	1.0259	0.6062	0.8921	0.8371	0.9712
第九号第2類	$4,400\text{m}^2 \leq S \leq 46,000\text{m}^2$	1.1646	1.0259	0.6062	1.0536	0.8371	0.9712
第十号第1類	$260\text{m}^2 \leq S \leq 13,000\text{m}^2$	8.6230	2.6875	1.8553	0.7706	0.7150	0.8269
第十号第2類	$4,200\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$	10.703	12.060	1.8553	0.7578	0.5793	0.8269
第十一号第1類	$140\text{m}^2 \leq S \leq 17,000\text{m}^2$	1.6720	0.3801	0.3274	0.9593	0.9814	1.0367
第十二号第1類	$100\text{m}^2 \leq S \leq 6,400\text{m}^2$	6.1008	3.0896	1.2906	0.8633	0.7812	0.9222
第十二号第2類	$410\text{m}^2 \leq S \leq 27,000\text{m}^2$	6.5589	4.1855	4.6036	0.8899	0.7699	0.8037

(延べ面積について)

建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計を基本とするが、設計業務等委託料の算出にあたっては予算等に基づく計画面積とすることができるものとする。

(表一3) 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野			第1類			第2類			
	総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(5) 基本設計図書の作成	0.09	0.07	0.06	0.09	0.07	0.06	0.09	0.07	
	(6) 概算工事費の検討	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	
	基本設計 小計	0.29	0.23	0.22	0.29	0.23	0.22	0.29	0.25	
	実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
		(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(i) 総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07
(ii) 実施設計のための基本事項の確定		0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
(i) 実施設計図書の作成		0.3	0.33	0.3	0.3	0.33	0.3	0.3	0.28	
(ii) 建築確認申請図書の作成		0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	
(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
実施設計 小計		0.58	0.65	0.65	0.58	0.65	0.65	0.58	0.6	
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
意図伝達 小計		0.13	0.12	0.13	0.13	0.12	0.13	0.13	0.13	

高度な専門性を要求する必要性等がある場合は、上記の率を上限とし、設計意図伝達業務を計上することができる。

2-7. 難易度係数による業務量の補正

建築物が下記の表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（ろ）欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

（イ）総合に係る難易度係数

（い）建築物	（ろ）
特殊な敷地上の建築物	1.05
木造の建築物（小規模なものを除く）	1.35

（ロ）構造に係る難易度係数

内容	補正する主な内容
特殊な形状の建築物	1.15
特殊な敷地上の建築物	1.15
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15
特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1.50
免震建築物（国土交通省の認定を要するものを除く。）	1.30
木造の建築物（小規模なものを除く）	1.65

（ハ）設備に係る難易度係数

内容	補正する主な要因
特殊な敷地上の建築物	1.55
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25

2-8. 敷地内に複数棟の建築物がある場合の取り扱いについて

敷地内に複数棟の建築物がある場合は、原則として1棟ごとに算定式を適用する。（（表—2）の対象外規模のものについては、別途定めによる。）

2-9. 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、（表—1）に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記2-1. から2-7. に定める算定方法に準ずる方法により類型別に算定することができるものとする。

3. 改修等設計

3-1. 算定式（改修等設計委託料）

$$Y = y \times A \times B_2 \times C \times D_1 \times E \times F \times \alpha$$

$$y = 2.10 \times M \times P \times \beta \quad (\text{耐震改修設計業務においては、} 2.00 \times M \times P \times \beta)$$

$$M = 4.7757 \times X^{0.75974}$$

ただし、Y：委託料（単位 千円、千円未満切捨）

y：基準委託料（単位 千円、千円未満切捨）

A：建物の類別による修正値（表-4）

B₂：業務比率

C：技術料等経費に関する修正値

D₁：同一平面構成数による修正値

E：標準設計図書として用いる場合の修正値

F：改修工事・補修工事設計の委託料の割増し修正値

α：工事費及び基準日額の上昇等による修正値

$$= 1 \div (\text{昭和} 54 \text{ 年度の工事費を} 1 \text{ とした場合の工事費指数})^{0.75974}$$

$$\times (\text{昭和} 54 \text{ 年度の技師} C \text{ の基準日額を} 1 \text{ とした場合の基準日額指数})$$

M：業務量（人・日）

P：基準日額（16.3 千円／人・日）（昭和 54 年度の建設省大臣官房通達技師C）

β：分離委託比率（建築設計と設備設計等を分離して委託する場合に用いる）

X：総設計対象工事額〔建築、設備の設計対象工事額の合算値〕

[ただし、新築設計対象分を除く]（単位 百万円）

$$\text{総設計対象工事額} = (\text{総工事予定額}) - (\text{設計委託料算出上控除する額})$$

建物の類別による修正値（表-4）

	建築物の用途等	A	備考
第1類	工場、車庫、市場、倉庫、上屋の類	0.9	
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、共同住宅、寄宿舎、福祉施設等	1.0	第1類の建築物のうち、第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第3類	美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーデトリウムを有するものに限る）、ホテル、旅館、病院、診療所、警察署、複合建築物等	1.1	第1類、又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。

3-2. 業務比率 (B2)

委託業務の内容に応じて、建築設計に関する業務比率 (表-5)・設備設計に関する業務比率 (表-6) に示す比率を乗じて委託料を算定するものとする。ただし、(表-5)・(表-6) に示す標準業務について、受託者の業務が軽減される場合は、それぞれの表の相当する項目の比率について、低減した比率を用いて委託料を算定するものとする。

3-3. 技術料等経費に関する修正値 (C)

技術料等経費については、1.15 を標準とした修正値を乗じて算定するものとする。
ただし、耐震改修設計業務においては、1.2 を標準とする。

3-4. 同一平面構成数による修正値 (D1)

同一平面を繰り返して設計する部分があり、受託者の業務が軽減される場合は、修正値を乗じて算定するものとする。

3-5. 標準設計図書として用いる場合の修正値 (E)

成果図書を標準設計図書として用いる場合は、割増し修正値を乗ずることができる。

3-6. 改修工事・補修工事設計の委託料の割増し修正値 (F)

改修工事、補修工事設計については、業務の内容等に応じて、割増し修正値を乗ずることができる。

建築設計に関する業務比率（表－５）

		標準業務比率	基本設計のみ	実施設計のみ	基本設計と 実施設計	総合積算 （実施設計の分割）	備考
基本設計	情報収集	0.05	0.05	0	0.05	0	
	条件設定	0.04	0.04	0	0.04	0	
	比較検討	0.04	0.04	0	0.04	0	
	総合化	0.08	0.08	0	0.08	0	
	成果図書の作成	0.09	0.09	0	0.09	0	
	小計	0.30	0.30	0	0.30	0	
実施設計	情報収集	0.04	0	0.04	0.04	0	
	条件設定	0.07	0	0.07	0.07	0.01	
	比較検討	0.10	0	0.10	0.10	0	
	総合化	0.17	0	0.17	0.17	0.01	
	成果図書の作成	0.32	0	0.32	0.32	0.08	
	小計	0.70	0	0.70	0.70	0.10	
計		1.00	0.30	0.70	1.00	0.10	

設備設計に関する業務比率（表－6）

		標準業務比率	基本設計のみ	実施設計のみ	基本設計と 実施設計	総合積算 （実施設計の分割）	備考
基本設計	情報収集	0.06	0.06	0	0.06	0	
	条件設定	0.05	0.05	0	0.05	0	
	比較検討	0.05	0.05	0	0.05	0	
	総合化	0.06	0.06	0	0.06	0	
	成果図書の作成	0.08	0.08	0	0.08	0	
	小計	0.30	0.30	0	0.30	0	
実施設計	情報収集	0.04	0	0.04	0.04	0	
	条件設定	0.07	0	0.07	0.07	0.01	
	比較検討	0.10	0	0.10	0.10	0	
	総合化	0.17	0	0.17	0.17	0.01	
	成果図書の作成	0.32	0	0.32	0.32	0.07	
	小計	0.70	0	0.70	0.70	0.09	
計		1.00	0.30	0.70	1.00	0.09	

4. 屋外整備等設計

屋外整備（グラウンド施設、大規模駐車場等）等の設計の委託料算定については、必要に応じて3-1.の算定式を運用するものとする。

5. 設計追加業務

5-1. 新築設計に係る積算業務

新築設計に係る積算業務は追加業務とし、下式により委託料を算定する。（業務内容は次の①から④を含む。）

- ① 積算数量算出書の作成 ② 単価作成資料の作成
- ③ 見積徴収 ④ 見積検討資料の作成

$$Y=2.10 \times M \times P \times C \times \beta \times B1 \times D1$$

Y：委託料（単位 千円、千円未満は切捨）

M：業務人・時間数 [M=実施設計に係る総業務量×0.2]

P：技師 C の単価（円） [P=国土交通省大臣官房が示す技師 C の基準日額÷8]

C：技術料等経費に関する修正値（1.15を標準とする）

β：分離委託比率（建築設計と設備設計等を分離して委託する場合に用いる）

B1：委託業務修正値

D1：同一平面構成数による修正値

ただし、Mの算定式における実施設計に係る総業務量〔総合、構造、設備の業務量の合算値〕の算定にあたっては、2-7.に該当する難易度係数による補正相当分を算入しないものとする。また、上記①から④の業務のうち一部の業務を分割して委託する場合には、（表-7）の積算業務に係る業務細分率を乗じて委託料を算定するものとする。

積算業務に係る業務細分率（表-7）

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.54
単価作成資料の作成	0.15
見積収集	0.17
見積もり検討資料の作成	0.14

5-2. 新築設計に係る計画通知申請関係の手続き業務

新築設計に係る計画通知申請関係の手続き業務は追加業務とし、下記業務人・時間数を標準として、下式により委託料を算定する。

- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
32 人・時間
- ・ 構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
24 人・時間
- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
16 人・時間

$$Y=2.10 \times M \times P \times \beta$$

Y：委託料（単位 千円、千円未満は切捨）

M：業務人・時間数

P：技師 C の単価（円）[P=国土交通省大臣官房が示す技師 C の基準日額÷8]

β：分離委託比率（建築設計と設備設計等を分離して委託する場合に用いる）

5-3. その他設計追加業務

上記業務以外の追加業務については、別途委託料を算定するものとする。

〔3〕 監理委託料算定基準

[3] 監理委託料算定基準

監理委託料は下記基準によって算定する。ただし、本基準によりがたい特殊な場合は実費報酬加算方式等により算定することができる。

1. 算定の基本

- (1) 業務量は標準業務をおこなうに必要な業務量とする。標準業務以外の業務を委託する場合は別途算定する。
- (2) 業務量は1級建築士の免許取得後2年相当又は2級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有する者が監理を行うために必要な業務量とする。
- (3) 直接経費及び間接経費の合計は、直接人件費の額の**110%**とする。
- (4) 技術料等経費については考慮しない。
- (5) 工事監理における標準業務は、工事監理業務処理要領及び公共建築工事標準仕様書監理区分表に定める業務の内、Sにおける業務とする。

2. 委託料の算定

2-1. 算定式

$$Y = y \times A \times B \times C \times \alpha$$

$$y = 2.10 \times M \times P$$

$$M = 1.5759 \times (X \div L)^{0.6826}$$

ただし、Y：委託料（単位 千円、千円未満切捨）

y：月額監理委託料（単位 千円、千円未満切捨）

A：当該年度監理期間（ヶ月）

B：監理内容による修正値

C：委託業務の範囲による修正値

α ：工事費及び基準日額の上昇等による修正値

$$= 1 \div (\text{昭和 54 年度の工事費を 1 とした場合の工事費指数})^{0.6826}$$

$$\times (\text{昭和 54 年度の技師 C の基準日額を 1 とした場合の基準日額指数})$$

M：業務量（人・日／月）

P：昭和 54 年度技師 C の基準日額（16.3 千円／人・日）（建設省大臣官房通達の基準日額とする。）

X：監理対象工事額（単位 百万円）

L：全工期（ヶ月）

ただし X = （当該工事費）－（監理委託料算出上控除する額）

また、 $X \div L < 1$ のときは $X \div L = 1$ とする。

2-2. 監理内容による修正値 (B)

工事内容等による監理内容の難易の度合等に応じて、修正値を乗じて委託料を算定するものとする。

2-3. 委託業務の範囲による修正値 (C)

特殊な調整連絡業務を委託する場合は、割増し修正値を乗ずることができる。

〔4〕 実費報酬加算方式による委託料算定基準

〔4〕 実費報酬加算方式による委託料算定基準

設計委託料算定基準、監理委託料算定基準により難い特殊な場合は、下記基準により算定する。

1. 算定式

$$Y = A + B + C + D + E$$

ただし、Y：委託料（単位 千円、千円未満切捨）

A：直接人件費

B：特別経費

C：直接経費

D：間接経費

E：技術料等経費

2. 直接人件費（A）

直接人件費は、国土交通省大臣官房が示す設計業務委託等技術者単価表に該当する基準日額を下表に当てはめ、それぞれの業務に要する日数をそれぞれ乗じたものとする。

設計等業務委託職種別単価表

技術員名称	基準日額（円）	適用
理事、技師長	国土交通省大臣官房 が示す単価	大学卒 23年以上 相当
主任技師		大学卒 18年以上 相当
技師 A		大学卒 13年以上 相当
技師 B		大学卒 8年以上 相当
技師 C		大学卒 5年以上 相当
技術員		高校卒 2年以上 相当
主任技術者		

3. 直接経費及び間接経費

直接経費及び間接経費の合計は、直接人件費の額の110%を標準とする。

4. 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として、「直接人件費＋直接経費＋間接経費」の額の15%を標準として加算することができる。

ただし、監理委託料算定にあつては加算しないものとする。

[卷末資料] 設計業務 標準業務

1. 新築設計に係る標準業務

新築設計に係る標準業務の内容は下表による。

イ.業務内容（基本設計）

項目		業務内容
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	耐震性能や設備昨日の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i)法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii)計画通知申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と以前に打ち合わせを行う。
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行う。
(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5)基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6)概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調査等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7)基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

ロ. 成果図書(基本設計)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図(主要部詳細) ⑪ 工事費概算書
(2) 構造		① 基本構造計画案 ② 構造計画説明書 ③ 構造設計概要書 ④ 工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
- 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 5 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 6 「計画概要書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 7 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

ハ. 業務内容（実施設計）

項目	業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等場合の協議 基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 計画通知申請に係る関係機関との打ち合わせ 実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討 基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定 基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成 実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 計画通知申請図書の作成 関係機関との事前の打ち合わせ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

二. 成果図書(実施設計)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図(各階) ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事費概算書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他計画通知申請等に必要図書
(2) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(各階) ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表(各部断面図を含む) ⑥ 標準詳細図 ⑦ 各部詳細図 ⑧ 構造計算書 ⑨ 工事費概算書 ⑩ その他計画通知申請等に必要図書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図(各階) ⑧ 動力設備系統図 ⑨ 動力設備平面図(各階) ⑩ 通信・情報設備系統図 ⑪ 通信・情報設備平面図(各階) ⑫ 火災報知等設備系統図 ⑬ 火災報知等設備平面図(各階) ⑭ その他設置設備設計図 ⑮ 部分詳細図 ⑯ 屋外設備図 ⑰ 工事費概算書 ⑱ 各種計算書 ⑳ その他計画通知申請等に必要図書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図(各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図(各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ 特殊設備設計図 ⑩ その他設置設備設計図 ⑪ 部分詳細図 ⑫ 屋外設備図 ⑬ 工事費概算書 ⑭ 各種計算書 ⑮ その他計画通知申請等に必要図書
	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図(各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図(各階) ⑧ 自動制御設備系統図 ⑨ 自動制御設備平面図(各階) ⑩ 特殊設備設計図 ⑪ その他設置設備設計図 ⑫ 部分詳細図 ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書 ⑯ その他計画通知申請等に必要図書
	(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他計画通知申請等に必要図書

- 注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

2. 改修等設計に係る標準業務

改修等設計に係る標準業務の内容は下表による。

(イ) 建築(総合)・基本設計

(ロ) 建築(総合)・実施設計

ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④各種法令手続きの打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整
イ 条件 設定	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算の設定 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 仕様程度の設定	イ 条件 設定	①基本設計に基づく設計条件の詳細な設定 (i) 各部分の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各部分ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開
ウ 比較 検討	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討	ウ 比較 検討	①各部分の機能の検討 ②空間表現の検討 (i) 形態の検討 (ii) 使用材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討
エ 総 合 化	①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④動線計画の策定 ⑤防災計画の策定 ⑥施設配置計画の策定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩各種計画の総合調整	エ 総 合 化	①外部空間設計 ②内部空間設計 ③平面設計 ④断面設計 ⑤立面設計 ⑥詳細設計 ⑦各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑧防災設計 ⑨色彩計画の策定 ⑩工事費概算との調整 ⑪各種設計等の調整
オ 成 果 図 書	①仕様概要書 ②仕上概要表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図(各階) ⑦断面図 ⑧立面図(各面) ⑨矩計図(主要部詳細) ⑩計画説明書 ⑪工事費概算書	オ 成 果 図 書	①仕様書 ②建築物概要書 ③仕上表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面) ⑩矩計図 ⑪展開図 ⑫天井伏図(各階) ⑬平面詳細図 ⑭部分詳細図 ⑮建具表 ⑯工事費概算書 ⑰各種計算書 ⑱計画通知申請図書

※実施設計における工事費概算書は、積算数量算出書、単価作成資料、徴収した見積書及び見積検討資料等とする。

(ハ) 建築（構造）・基本設計

(ニ) 建築（構造）・実施設計

ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)土質関係調査資料の収集 (ii)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料についての調査及び確認 ④特殊工法部分の詳細調査 ⑤各種法令手続きの打合せ ⑥スケジュールの調整 ⑦各担当打合せ及び調整
イ 条件 設定	①設計条件の設定 (i)目的性能（建築条件）の把握 (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性能の設定 a 積載荷重 b 風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 (i)構造計画理念の設定 (ii)仕様程度の設定	イ 条件 設定	①構造設計条件の詳細確定 (i)立地上その他の制約条件の確認 (ii)各種荷重条件の設定 (iii)解析手法の設定 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開
ウ 比較 検討	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (i)骨組方式の検討 (ii)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討	ウ 比較 検討	①各部材の適合性の検討 ②使用材料メーカーの選択 ③工事費の検討 ④施工技術の検討
エ 総合 化	①構造計画の策定 (i)試設計の解析 (ii)部材断面の仮定の検討 (iii)構造システムの決定 (iv)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整	エ 総合 化	①応力解析 (i)モデルの設定 (ii)構造計算 ②構造設計 (i)各部の設計 (ii)接合部の設計 ③工事費概算との調整 ④他部門との照合及び調整
オ 成果 図書	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③構造設計概要書（仕様概要書を含む） ④工事費概算書 (注)上記の成果図書は、建築（総合）基本設計の 成果図書の中に含まれる場合がある。	オ 成果 図書	①構造設計図 (i)伏図（各階） (ii)軸組図 (iii)部材断面表（各部断面図を含む） (iv)標準詳細図 (v)各部詳細図 ②構造計算書 ③仕様書 ④構造基準図 ⑤工事費概算書 ⑥計画通知申請図書

※実施設計における工事費概算書は、積算数量算出書、単価作成資料、徴収した見積書及び見積検討資料等とする。

(ホ) 電気設備・基本設計

(ヘ) 電気設備・実施設計

ア 情 報 収 集 ・ 準 備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i) 現地状況調査 (ii) 電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	ア 情 報 収 集 ・ 準 備	①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査及び確認 ④各種法令手続きの打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整
イ 条 件 設 定	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算の把握 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 必要設備の設定 (iii) 仕様程度の設定 (iv) 使用機器の設置場所の設定	イ 条 件 設 定	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細確定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i) 機器類の配置及び使用方式の設定 (ii) 配管配線等の系統及び経路の設定
ウ 比 較 検 討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	ウ 比 較 検 討	①設備方式の詳細な検討 (i) 受変電方式の検討 (ii) 非常電源方式の検討 (iii) 幹線方式の検討 (iv) 電灯及びコンセント方式の検討 (v) 動力設備方式の検討 (vi) 通信・情報設備方式の検討 (vii) 火災報知等設備方式の検討 (viii) 昇降機等の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等との照合及び検討
エ 総 合 化	①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	エ 総 合 化	①各種設備設計 (i) 受変電設備設計 (ii) 非常電源設備設計 (iii) 幹線設備設計 (iv) 電灯及びコンセント設備設計 (v) 動力設備設計 (vi) 通信・情報設備設計 (vii) 火災報知等設備設計 (viii) 昇降機等の設計 ②使用機器及び仕様の決定 ③工事費概算との調整
オ 成 果 図 書	①電気設備計画概要書 ②電気設備設計概要書 (仕様概要書を含む) ③昇降機等計画概要書 ④昇降機等設計概要書 (仕様概要書を含む) ⑤工事費概算書 ⑥各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。	オ 成 果 図 書	①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④受変電設備図 ⑤非常電源設備図 ⑥幹線系統図 ⑦電灯、コンセント設備平面図 (各階) ⑧動力設備系統図 ⑨動力設備平面図 (各階) ⑩通信・情報設備系統図 ⑪通信・情報設備平面図 (各階) ⑫火災報知等設備系統図 ⑬火災報知等設備平面図 (各階) ⑭昇降機等の設備図 ⑮その他設置設備設計図 ⑯部分詳細図 ⑰屋外設備図 ⑱工事費概算書 ⑲計画通知申請図書 ⑳各種計算書

※実施設計における工事費概算書は、積算数量算出書、単価作成資料、徴収した見積書及び見積検討資料等とする。

(ト) 給排水衛生設備・基本設計

(チ) 給排水衛生設備・実施設計

ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i) 現地状況調査 (ii) 給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査及び確認 ④各種法令手続きの打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整
イ 条件 設定	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算の把握 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 必要設備の設定 (iii) 仕様程度の設定 (iv) 使用機器の設置場所の設定	イ 条件 設定	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細確定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i) 機器類の配置及び使用方式の設定 (ii) 配管類の系統及び経路の設定
ウ 比 較 検 討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	ウ 比 較 検 討	①設備方式の詳細な検討 (i) 給排水、ガスなどの配管方法の検討 (ii) 配管経路の検討 (iii) 消火設備の検討 (iv) 排水処理の検討 (v) 特殊設備の検討 ②仕様機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等との照合及び検討
エ 総 合 化	①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	エ 総 合 化	①給排水衛生設備設計 (i) 各種給排水衛生設備の配管設計 (ii) 消火設備設計 (iii) 排水処理設備設計 (iv) 特殊設備設計 ②使用機器及び仕様の決定 ③工事費概算との調整
オ 成 果 図 書	①給排水衛生設備計画概要書 ②給排水衛生設備設計概要書（仕様概要書を含む） ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。	オ 成 果 図 書	①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④給排水衛生設備配管系統図 ⑤給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥消火設備系統図 ⑦消火設備平面図（各階） ⑧排水処理設備図 ⑨特殊設備設計図 ⑩その他設置設備設計図 ⑪部分詳細図 ⑫屋外設備図 ⑬工事費概算書 ⑭計画通知申請図書 ⑮各種計算書

※実施設計における工事費概算書は、積算数量算出書、単価作成資料、徴収した見積書及び見積検討資料等とする。

(リ) 空調換気設備・基本設計

(ヌ) 空調換気設備・実施設計

ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i) 現地状況調査 (ii) 空調、換気等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関連法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	ア 情報 収集 ・ 準備	①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査及び確認 ④各種法令手続きの打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整
イ 条件 設定	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算の把握 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 必要設備の設定 (iii) 仕様程度の設定 (iv) 使用機器の設置場所の設定	イ 条件 設定	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細確定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i) 機器類の配置及び使用方式の設定 (ii) 配管類の系統及び経路の設定
ウ 比 較 検 討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	ウ 比 較 検 討	①空調方式等の詳細な検討 (i) 空調方式の検討 (ii) 空調系統の検討 (iii) 冷熱源方式の検討 ②換気方式の検討 ③自動制御方式の検討 ④特殊設備の検討 ⑤使用機器及び材料の検討 ⑥工事費の検討 ⑦施工技術の検討 ⑧維持管理についての検討 ⑨関係法令等との照合及び検討
エ 総 合 化	①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定 ⑤工事費配分計画の策定	エ 総 合 化	①空調設備設計 (i) 空調方式の設計 (ii) 空調系統の設計 ②換気設備設計 ③特殊設備設計 ④使用機器及び仕様の決定 ⑤工事費概算との調整
オ 成 果 図 書	①空調換気設備計画概要書 ②空調換気設備設計概要書（仕様概要書を含む） ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。	オ 成 果 図 書	①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④空調設備系統図 ⑤空調設備平面図（各階） ⑥換気設備系統図 ⑦換気設備平面図（各階） ⑧自動制御設備系統図 ⑨自動制御設備平面図（各階） ⑩特殊設備設計図 ⑪その他設置設備設計図 ⑫部分詳細図 ⑬屋外設備図 ⑭工事費概算書 ⑮計画通知申請図書 ⑯各種計算書

※実施設計における工事費概算書は、積算数量算出書、単価作成資料、徴収した見積書及び見積検討資料等とする。